

I 保育所の役割

I-1 理念・基本方針	
(1) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。	
評価結果	●保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。
① a	【判断基準】 a) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育所の理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。
【I-1 保育所の理念・基本方針等の特記事項】 I-1-(1)-① 保育理念は法人全体で、保育方針、保育目標は園独自に定められており、園入口、職員室に掲示され職員、保護者が確認できるようになっている。 事業計画について法人本部からの説明が毎年あり、全職員が説明会に参加できるようになっている。法人本部の説明をもとに、園独自の事業計画が作成されている。職員室に常備され、職員が常時閲覧できるようになっている。	

I-2 他機関との連携	
(1) 他の機関・団体等と連携する体制が整えられている。	
評価結果	●他の機関・団体等との協力関係が適切に図られている。
① a	【判断基準】 a) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育を実施する上で、福祉・医療関係、その他の機関・団体等と連携することの意義について保育所の方針が明文化されていない。
【I-2 他機関・団体等との連携等の特記事項】 I-2-(1)-① JRの式典に園児らが参加をしたり、他園との交流も法人で定められており、他園からの見学を受け入れや他県の園へ見学に行き職員間の共通認識を図る場が設けられている。高崎市保育協議会などでの情報共有の機会も設けている。	

I-3 保育所の社会的責任	
(1) 地域社会における社会的な責任を図るための取り組みを行っている。	
評価結果	●保育所の専門機能等が地域で社会で活用されるための取り組みをしている。
① a	【判断基準】 a) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文

		<p>化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の持っている専門的な知識や能力を地域で活用するための保育所としての方針が明文化されていない。</p>
<p>(2) 保育の内容についての情報提供及び説明が適切に行われている。</p>		
①	評価結果	●保育内容に関する情報の提供を行っている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されており、情報提供のあり方についての職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されているが、情報提供のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育内容に関する情報提供の意義・方法等について、保育所の方針が明文化されていない。</p>
②	評価結果	●保育の実施にあたり、保護者等に説明し同意を得ている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 入所に先立って保護者に対して行う重要事項等の説明の意義・方法等が明文化されていない。</p>
<p>(3) 実習生・体験学習の受け入れが適切に行われている。</p>		
①	評価結果	●実習生・体験学習の受け入れが効果的に行われている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 実習生・体験学習の受け入れに関するマニュアルの整備が十分ではない。</p>
<p>(4) ボランティアの受け入れが適切に行われている。</p>		
①	評価結果	●ボランティアの受入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) ボランティア受入れに関するマニュアルの整備が十分でない。</p>
<p>【I-3 保育所の社会的責任等の特記事項】</p> <p>I-3-(1)-① 年間計画の中にひばり広場の実施が明記されている。地域の子育て世帯に対しての支援を積極的に実施している、プールの開放、テラスの開放、子育て相談、給食の試食会、園庭の開放等を行い、地域の方たちが気軽に来園できるようになっている。</p>		

I-3-(2)-① パンフレットの作成、すこやかネット（HP）を作成し園の情報が常に見られるようになっている、HPの情報は一般に見られるもの、園の利用者の保護者だけ閲覧可能なものなど別れている。

I-3-(2)-②入園時に園のしおりを配布。園の概要や保育目標、嘱託医について、1日の流れ、年間行事、入園の準備などの情報を載せ、保護者に説明を行っている。園内での写真の掲示の許可を取るなど個人情報の取り扱いにも注意がはらわれている。

I-3-(3)-① 「保育実習体験学習の受け入れについて」を園で定め、個人情報にも注意を払って行われている。実習が安全に有意義になるように努めている。実習生に対しては、実習生ごとにカリキュラム（学習プログラム）を用意し、主任から実習の意義について説明を受けてから実習に入る。指導担当者にも、学生にも目標が明確となるよう服装、給食、掃除などの項目ごとの実習の目標を定めている。

I-3-(4)-① 学生ボランティアの受け入れを行っている。他園の主任保育士をしていた方に、お茶の講師として来ていただき、年長児が受講できるようにし、道徳教育にも力を入れている。

ひばり広場には市にボランティア登録をしてある人に年2回、絵本の読み聞かせ、手遊びなどをしてもらっている。

Ⅱ 保育所の運営

Ⅱ-1 事業計画	
(1) 保育の質の向上に向けた事業計画を策定している。	
評価結果	●保育の質の向上を目的とした中・長期的な計画が策定されている。
① a	【判断基準】 a) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育の質の向上に向けた保育所としての中・長期的な計画が策定されていない。
評価結果	●中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が策定されている。
② a	【判断基準】 a) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 中・長期的な計画に基づいた保育所としての当該年度の事業計画が策定されていない。
【Ⅱ-1 保育の質の向上を目的とした事業計画等の特記事項】 Ⅱ-1-(1)-① 法人で3年ごとの事業計画「KOUSAI創る2014」作成、理事の方が毎年全国の園にきて、全職員に説明がされるなど職員の共通認識を図られる。 Ⅱ-1-(1)-② その説明をもとに園の事業計画が立てられており、職員会議で情報共有がされている。	

Ⅱ-2 体制及び責任	
(1) 保育所の運営が適切に行われている。	
評価結果	●保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。
① a	【判断基準】 a) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 職制・職務分掌について職員ごとの分担や責任の範囲が明文化されていない。
評価結果	●引き継ぎは適切に行われている。
② a	【判断基準】 a) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 引き継ぎについて保育所の方針が明文化されていない。

<p>【Ⅱ-2 体制及び責任等の特記事項】</p> <p>Ⅱ-2-(1)-① 園の職務規定を財団法人鉄道弘済会高崎保育所運営規定のなかに第5条職務規定が定められている。運営規定は職員に勉強会で配布され常に閲覧できるよう整備され周知が図られている。</p> <p>Ⅱ-2-(1)-② 同じく、運営規定の中に、定められている。園長は引継ぎ簿を作成し、本部立会いのもと引継ぎを行っている。</p>	
<p>Ⅱ-3 経営状況の把握</p>	
<p>(1) 保育所の経営環境の変化等に適切に対応している。</p>	
<p>①</p>	<p>評価結果</p> <p>●保育所の経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行い、かつ経営状況について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握して改善に向けた取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。</p> <p>c) 保育所の経営を取りまく環境や経営状況を分析的に把握も改善に向けた取り組みを行っていない。</p>
<p>【Ⅱ-3 経営状況の把握等の特記事項】</p> <p>Ⅱ-3-(1)-① 子育て支援課や市や県、法人本部からの情報提供を受けている。これ等についても職員へ職員会議で園長より伝えられ、共通認識が図られるようになっている。</p>	

<p>Ⅱ-4 人事管理</p>	
<p>(1) 人事管理の体制が整備されている。</p>	
<p>①</p>	<p>評価結果</p> <p>●保育の質を確保するための必要な人材に関するプランが確立している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていないが、保育の質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。</p>
<p>②</p>	<p>評価結果</p> <p>●人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。</p> <p>b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。</p> <p>c) 定期的な人事考課を実施していない。</p>
<p>(2) 職員の就業環境に配慮がなされている。</p>	
<p>①</p>	<p>評価結果</p> <p>●職員の就業環境や意向を把握し職員をサポートする仕組みが構築されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて</p>

		<p>職員をサポートする仕組みが構築されている。</p> <p>b) 職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。</p> <p>c) 職員の就業環境や意向を把握していない。</p>
②	評価結果	<p>●福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。</p>
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しており、かつ組織として独自の福利厚生事業を明文化しており、職員に説明する場を設けている。</p> <p>b) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を明文化していない。</p> <p>c) 県単共済や福利厚生センター等の福利厚生事業に加入していない。</p>
<p>【Ⅱ-4 人事管理等の特記事項】</p> <p>Ⅱ-4-(1)-① 職員と所長と年2回面談を行い、次年度の職務の希望を取れるようにしている。保育士同士の協調協力関係を大事にしている。自己申告書を提出し自分たちの課題や目標を書くようになっている、課題に対してのトレースを行う。それをもとに面談、上期、下期に対して評価する。各職員の自己評価をもとに諸直が評価、管理台帳を作っている。</p> <p>Ⅱ-4-(1)-② 人事考課も年2回実施されている。評価項目を職員に周知し、目標設定が出来るようになっている。</p> <p>Ⅱ-4-(2)-① GOGO改善制度があり職員からの就労環境や業務に対しての提案方法が法人に定められており、業務や就業環境の改善のためのしくみが構築されている。</p> <p>Ⅱ-4-(2)-② 鉄道弘済会の健康保険組合がある。福利厚生について、法人でガイドブックが作成されており、職員に周知されている。組合給付、補助金、貸付金の一覧表も作成されている。</p>		

Ⅲ 保育の内容

Ⅲ-1 子どもの権利擁護	
(1) 子どもの人権に配慮している。	
評価結果	●子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができています。
① a	【判断基準】 a) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を周知しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を周知していない。
評価結果	●子どもの不適切な関わり防止するための取り組みを行っている。
② a	【判断基準】 a) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されており、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。 c) 子どもの不適切な関わりを防止するための保育所としてのマニュアルの整備が十分ではない。
評価結果	●保育所内虐待等（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に備えた対応方法が定められている。
③ a	【判断基準】 a) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策が定められている。 b) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり疑われたりした場合の対応策は定められていない。 c) 保育所内における虐待等について禁止事項・罰則規定が明文化されていない。
(2) 子どもの自尊心に配慮している。	
評価結果	●基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
① a	【判断基準】 a) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されており、具体的な事例を含め職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されておらず、具体的な方針を含め職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) それぞれの生活習慣や家庭環境に配慮した、子どもの心を傷つける言動とは何かについての保育所の方針が明文化されていない。
(3) プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。	
① 評価	●プライバシーの保護が適切に行われる体制ができています。

	結果	
		<p>【判断基準】</p> <p>a) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) プライバシー保護や守秘義務に関し、子どもや保護者等の情報の取り扱いに関するマニュアルの整備が十分ではない。</p>

(4) 苦情解決ができる体制が適切である。

	評価結果	●保護者からの苦情解決についての運用体制ができています。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 苦情解決の運用については、マニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 苦情解決の運用については、マニュアルの整備が十分ではない。</p>

【Ⅲ-1 子どもの権利擁護等の特記事項】

Ⅲ-1-1-(1)-① 児童虐待マニュアルひばり保育園虐待対策委員会設置規定のなかに明記され、規定は職員に配布され、勉強会が行われている。同規定は常に閲覧できるように職員室に設置している。

Ⅲ-1-1-(1)-② ひばり保育園虐待対策委員会設置規定があり、トイレトレーニング時や身体測定時に観察するなど人権に配慮した指導が行われている。

Ⅲ-1-1-(1)-③ 児童虐待マニュアルのなかで、別紙「絶対使ってはいけない不適切な言葉・態度」が定められている。新入職員には入会時に伝えられている。苦情処理委員会があるため、保護者からの疑問には伝えられるようにしている。ひばり保育園虐待(体罰)対策委員会設置規定のなかに補償内容等について明記されている。

Ⅲ-1-1-(2)-① 児童虐待マニュアルのなかで、別紙「絶対使ってはいけない不適切な言葉・態度」が定められ、食事や排せつ時の言葉使いにも配慮されている。外部研修も利用され、出席した職員が、他の職員に周知されるシステムが構築されている。

Ⅲ-1-1-(3)-① 個人情報マニュアルのなかで定められている。園に掲示する写真に対しても保護者へ説明資料が配布されている。鉄道弘済会で保育実践研究集(鉄道弘済会の研究資料、発表会で取り組みがとられ)が毎年出版され、そのなかでの写真利用についても保護者の同意を得ている。

Ⅲ-1-1-(4)-① 苦情処理規定が定められており、玄関に苦情処理委員会(委員2名と所長、主任の4名体制)について掲示がされている半年に一度(4.10月)苦情がなくても定期的に委員会が開かれており、結果は職員に口頭でその都度伝えられている。意見箱が玄関先においてあり、保護者が匿名で意見を自由に出せるようになっている。意見箱以外からの苦情、相談は児童票の中で管理されており、苦情受付簿が作成されている。

Ⅲ-2 養護に関わるねらい及び内容

(1) 『生命の保持』に関する援助が適切である。

	評価結果	●『生命の保持』に関する援助が適切に行われている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画</p>

		<p>に反映されている。</p> <p>b) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『生命の保持』に関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>(2) 『情緒の安定』に関する援助が適切である。</p>		
	評価結果	<p>●子どもの『情緒の安定』を図るための援助が適切に行われている。</p>
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 子どもの『情緒の安定』を図ることにに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
<p>(3) 子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。</p>		
	評価結果	<p>●子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。</p>
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもにとって温かな親しみとくつろぎの場となるような保育室の雰囲気・環境作りについて保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>(4) 食事の援助が適切である。</p>		
	評価結果	<p>●職員間の連携を図り、給食内容の向上などに務めている。</p>
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されており、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されているが、給食担当者と保育士の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの心身の発達における給食のもつ意味について保育所の方針が明文化されていない。</p>
	評価結果	<p>●子ども一人ひとりの状況に応じた食事に配慮している。</p>
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した食事のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>(5) 排泄の援助が適切である。</p>		

<p>①</p> <p>a</p>	<p>評価結果</p> <p>●子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの状況に配慮した排泄の援助について保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>(6) 子どもの睡眠に関する援助が適切に行われている。</p>	
<p>①</p> <p>a</p>	<p>評価結果</p> <p>●子どもの睡眠に関する環境づくりに配慮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 落ち着いて睡眠できるような雰囲気作りや安全で清潔な睡眠時の環境づくりについて保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【Ⅲ-2 養護等に関わる特記事項】</p> <p>Ⅲ-2-(1)-① 生命の保持については、保育指針の中に生命の保持がある。それを職員が勉強会の中で読み合わせ保育所保育指針(指導指針)が改定されると、全職員に指導指針が配布。指導計画の中にも取り込まれている。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-① 保育指針の勉強会の中で情緒の安定について全職員に周知されている。直近は2月8日に勉強会が実施されている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 廊下にはイベントの様子などの写真の掲示。読書コーナーがあり本が置かれ、親子の絆を深めるために木曜に貸し出し、月曜に返却する決まりを設け、各家庭に貸し出ししている。季節に合わせたお勧めの本などが掲示されている。</p> <p>Ⅲ-2-(4)-① 給食会議、法人での取り決めである「こうさい保育せいか事例研究」として園でテーマを決めて、(楽しく食べる～苦手な物をおいしく食べるために～や、食材と栄養素を知る等)チャイルドクッキング等を通して給食の改善に取り組んでいる。ランチマニュアルを定め、職員が共通認識を図る。子育て支援として年3回、近隣のお子さんのいる家庭を対象に給食の試食会を実施している。また、在園児については、献立のなかに季節の食事に関する情報も保護者に提供されている(春の七草など)。お誕生日会は保護者も参加し給食を体験できるようになっている。廊下には本日の給食として実際の献立が用意され、食事の楽しさを提供している。</p> <p>Ⅲ-2-(4)-② 3歳のお誕生日には食事の様子を毎日連絡帳のなかで伝えてる。3歳以上児も嫌いな物を食べたときなど、食事の様子を保護者へ報告し、家庭と連携が取れるようにしている。アレルギー児間違い防止マニュアルが定められており、個別の対応について職員に周知されている。緊急時の対応として園長や保育士がエピペンの打ち方の講習を受けている。入園時の家庭調査票、年2回のアンケートにより家庭での食事やアレルギーの状況を把握し事故防止に努めている。</p> <p>Ⅲ-2-(5)-① トイレタイムマニュアルがあり、各部屋に設置されており、入会時には全職員に周知、勉強会で見直しも行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(6)-① 子どもの睡眠に関しても午睡マニュアルが定められている。各保育室設置、全職員閲覧、3歳のお誕生日までは連絡ノートで家庭に報告、3歳以上児は夏は完全午睡、それ以外の時期は休憩</p>	

の時間をとっている、家庭と連携を取り、布団での午睡が必要な子は午睡を取っている。0～1歳半まではブレスチェックを行い、記録をとっている。

Ⅲ-3 教育に関わるねらい及び内容

(1) 子どもの『健康』に関する援助が適切である。

①	評価結果	●『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ための援助が適切である。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

(2) 『人間関係』に関する援助が適切である。

①	評価結果	●『自立心を育て、人と関わる力を養う』ための援助が適切に行われている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『他の人々と楽しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

(3) 『環境』に関する援助が適切に行われている。

①	評価結果	●『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わる』ことができるような援助が適切に行われている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

(4) 『言葉』に関する援助が適切に行われている。

①	評価結果	●『言葉』に関する援助が適切に行われている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとす</p>

	<p>る意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>
--	---

(5) 『表現』に関する援助が適切である。

①	評価結果	●『表現』に関する援助が適切に行われている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられており、指導計画に反映されている。</p> <p>b) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられているが、指導計画への反映が十分ではない。</p> <p>c) 『感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊にする』ことに関する方針について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p>

【Ⅲ-3 教育等に関わる特記事項】

Ⅲ-3-(1)-① 年間指導計画、月間指導計画、個人別月間指導計画(0, 1, 2歳児)保育課程(年度毎)月間指導計画助言(年度毎)の中で定められている。児童表の中に個別の情報を記録0~2歳児は毎月、3歳時以降は3ヶ月に1度作成され成長記録として載っている。職員は保育指針の勉強会をし、各計画の中に反映され、健康な心と体を育てるようにしている。

Ⅲ-3-(2)-① 縦割りのクラス編成となっており、日々の生活の中で異年齢とのかかわりを自然に学べるようにしている。

Ⅲ-3-(3)-① 周囲との関係についても年間計画の「環境構成と配慮」という項目をもうけられている。年度ごとに作成見直しされている。

Ⅲ-3-(4)-① 大きい子が、小さい子に絵本の読み聞かせをするなど、日々の生活の中で言葉に対する支援がされている。職員間の共通認識は保育指針の勉強会でされる。5歳児は献立発表を当番が行う、1・2歳も当番がいて挨拶など行う、誕生日会には将来の夢を発表するなど人前で話す機会を生活の中に設け、言葉で表現できるよう支援している。

Ⅲ-3-(5)-① キッズダンスやピアノなど練習の成果を発表する場が設けられている。5歳児の茶道の講習は4歳児や保護者の前で3ヶ月間の成果を発表する機会が設けられている。

Ⅲ-4 保育の実施上の配慮事項

(1) 子ども一人ひとりの状況や意向を尊重している。

①	評価結果	●子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。
	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p>

		<p>b) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの気持ちや状況を受容するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
	評価結果	●子どもの主体性を育てるための配慮を行っている。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの主体性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(2) 子どもの社会性を育てるための援助が適切である。		
	評価結果	●子どもの社会性を育てるための配慮を行っている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの社会性を育てるための援助のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(3) 性差への配慮をしている。		
	評価結果	●性差の先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもに対して、性差に基づいた不適切な関わりを防止するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
(4) 国籍や文化の違いに対する配慮をしている。		
	評価結果	●国籍や文化の違いに配慮した援助を行っている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 子どもの国籍や文化による生活習慣の違いに対する援助の仕方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
(5) 乳児保育の実施が適切である。		
①	評価結果	●乳児保育のための環境が整備されている。
	a	【判断基準】

		<p>a) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルは整備されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。</p>
	評価結果	●乳児保育のための個別援助計画が適切に作成されている。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化され、関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 家庭調査票等に基づいて乳児一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【Ⅲ-4 保育の実施上の配慮等に関わる特記事項】</p> <p>Ⅲ-4-(1)-① 新入園児には4月入園後1週間程度で家庭訪問が行われている。1, 2歳児は個別計画と3歳以上児は児童票のなかで発育状況が把握できるようになっている。</p> <p>Ⅲ-4-(1)-② 4歳児と5歳児はお泊り保育を実施。4歳児は保育園、5歳児は水上温泉に一泊。年度計画の中に組み込み、主体性を育てるための取り組みとして取り入れている。昆虫をもらうことが多く、多いときは自宅で飼育できるように分けている。畑を借りて、春先にはジャガイモ、サツマイモ、育てる、収穫をするという一連の流れがある。敷地の一角に田んぼがあり稲を育てている。昆虫や野菜等を育てることによって、子どもたちも成長の過程を知ることができる。</p> <p>Ⅲ-4-(2)-① 3, 4, 5歳は掃除(ぞうきんがけ)を自分たちでやっている。週末には自分のロッカーの清掃を行い自分で管理できるようにしている。勤労感謝の日に因み2~5歳児が高崎駅駅長さんに花束を贈呈している。3, 4歳児は年1回、5歳児は年2回交通指導を受けている。切符を買い、順番を守って電車に乗り前橋の七夕祭見学するなど、経験することで生きていく力を身につけさせ社会性を育てている。</p> <p>Ⅲ-4-(3)-① 性差については、「絶対にかけてはいけない言葉」のマニュアルのなかに明記されている。園のなかにも男女を分けるような色分けはされていない。トイレのサンダルも様々な色があり子供たちが好きな色を選べる。</p> <p>Ⅲ-4-(4)-① 国籍の違いに配慮した対応について「鉄道弘済会 高崎保育所運営規定」のなかに明記されている。</p> <p>Ⅲ-4-(5)-① 0, 1, 2歳児の個別援助計画がある。授乳マニュアルを定め、乳児にあった環境と個人にあった支援がされている。</p> <p>Ⅲ-4-(5)-② 個別援助計画でアレルギーの状況などが記入され、情報を管理している。家庭環境調査票を各家庭に記入してもらい、それを児童票に反映、児童票は入所時と0~2歳児は月一回、3~5歳児は3ヶ月に一回所感を書き入れるようになっている。</p>		

Ⅲ-5 障害のある子どもの保育		
(1) 障害のある子どもの保育の実施が適切である。		
	評価結果	●障害のある子どもの保育のための個別援助計画が適切に策定されている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための</p>

	<p>保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 障害等、特別な援助を必要とする子ども一人ひとりに対する個別援助計画を策定するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【Ⅲ-5 障害のある子どもへの特記事項】</p> <p>Ⅲ-5-(1)-① 個人指導計画の中で情報を記録共有するようになっている。子ども発達支援センター、児童状況調査票などで情報共有。ひばり保育園保育方針、保育目標のなかに「家庭的な雰囲気の中かで一人ひとりを大切にし、人間性豊かな子どもに育てる」と明記されている。「新たに入園される保護者の皆様へ」のなかに心身のハンディキャップを持つ子どもを保育をすることが明記されている。手話ソングを覚え敬老の集いやお遊戯会などでも発表する機会を設けている。</p>	

IV 保育の計画及び評価

IV-1 保育課程・指導計画の管理体制	
(1) 保育課程・指導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。	
評価結果	●保育課程・指導計画の作成、実施において責任者が定められている。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置き、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いているが、責任者による指導助言の場が定期的かつ必要に応じて設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成を統括する担当者及びその実施状況を総合的に管理する責任者を置いていない。</p>
評価結果	●保育課程・指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。
② a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されており、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されているが、その内容について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育課程・指導計画の作成及び変更の必要性が生じた場合、責任者に報告される体制が整備されていない。</p>
<p>【IV-1 保育課程・指導計画等の特記事項】</p> <p>IV-1-(1)-① 保育過程や指導計画は、月々、主任、園長が確認、担任が作成し、集約担当職員が集約し、主任、園長が確認、アドバイスがある場合には個別に作成者と話し合うことも、職員会議のなかで、クラスの様子や気になる事例については、皆で話し合い、議事録にも項目が設けられている。</p> <p>IV-1-(1)-② 保育課程、指導計画は、次年度分作成時に見直しがされている。変更の必要があった場合には、職員会議のなかで全員の意見を求め賛同を得て検討される。</p>	

IV-2 保育課程・指導計画の策定	
(1) 子ども一人ひとりの実態に即した指導計画が策定されている。	
評価結果	●子どもの情報(事実)を把握している。
① a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備され、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 子どもの身体状況や生活状況等の情報を把握するために保育所として家庭調査票等の様式が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所として家庭調査票等の様式が整備されていない。</p>
評価結果	●子どもの個別性に配慮した指導計画となっている。
② a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄があり、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p>

	<p>b) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄はあるが、その意義や方法について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 3歳以上児の指導計画に個別性に配慮するための欄がない。</p>
<p>【IV-2 子どもの実態に即した指導計画策定の特記事項】</p> <p>IV-2-(1)-① 家庭状況調査票を年度毎に作成し情報を把握できるようになっている。0・1・2歳児は個別の連絡表のなかに、食事、排泄、睡眠などの情報を把握するようにしている。日誌のなかで日々の情報共有や、早番、遅番の連絡ノートをつくり情報共有、確認、保護者への連絡漏れがないように、早番、遅番マニュアルを作成し、情報共有のためのマニュアルが定められている。</p> <p>IV-2-(1)-② 日誌は、3歳以上児の縦割りクラスごとの日誌、3歳以上児年齢保育日誌、0・1・2歳の日誌、ひばり広場の日誌が作成され状況を把握している。児童票の中で個別の指導計画が定められており、年齢ごとの指導計画を作成。計画作成者、確認者、と役割が分担され、職員が全員参加するようになっている。</p>	

<p>IV-3 保育の実施</p>	
<p>(1) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。</p>	
①	<p>評価結果</p> <p>●保育の実施に関わる記録が整備されている。</p>
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育の実施記録のあり方について保育所の方針が明文化されていない。</p>
②	<p>評価結果</p> <p>●保育における会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。</p>
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されており、会議内容について職員の共通認識を図る体制が整備されている。</p> <p>b) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されているが、会議内容について職員の共通認識を図る体制の整備が十分ではない。</p> <p>c) 保育所における会議の種類(名称)と話し合われる内容等が明文化されていない。</p>
<p>(2) 保育の実施にあたり、各種マニュアルの見直しが行われている。</p>	
①	<p>評価結果</p> <p>●保育の実施にあたり、各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)は検証・見直しがされている。</p>
	<p>【判断基準】</p> <p>a) 各種マニュアル類(明文化された方針等を含む)について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されており、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されているが、検証・見直しされた内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 各種マニュアル類について年度ごとの検証・見直しの方法が明文化されていない。</p>

【IV-3 保育の実施・記録と話し合い等の特記事項】	
IV-3-(1)-① 各種記録が整備されている。財団法人鉄道弘済会高崎保育所運営規定のなかに明記され、入会時職員に周知している。また職員室にも職員に対し閲覧できるようにしている。012歳児は連絡ノートを作成し、家庭にも細かく連絡できるようにしている。記録は主任が日々目を通し、適切な記録となるよう保育士に指導している。実習生の受け入れ記録、受け入れ計画も保管している。中学生、高校生の職場体験の記録まで研修計画とともに保管されている。	
IV-3-(1)-② 入会時に会議の種類、頻度を職員に周知している。職員会議は月2回実施しヒヤリハットなども取り上げている。ひばり広場の情報、研修報告等も情報共有している。給食会議月一回クラスから1名、給食室1名、主任、所長で行っている。職員会議、鉄道弘済会本部指導で行っている保育セミナー会議や、ブロック会議の報告はその都度研修報告を作成し、情報共有している。事業計画説明会は本部から理事がきて事業方針などについて説明があり、正職員全員が参加する。	
IV-3-(2)-① 各種マニュアルが整備され、全職員に配布されている。勉強会も実施している、変更されるとその都度周知されるよう明文化している。	

IV-4 保育課程・指導計画の評価・変更		
(1) 保育の内容を評価しその結果により、保育課程・指導計画を見直している。		
①	評価結果	●指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。
	a	【判断基準】 a) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されており、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されているが、評価結果・見直し内容について関係する職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育所として保育課程・指導計画の具体的な評価方法が明文化されていない。
【IV-4 保育課程・指導計画の変更等の特記事項】		
IV-4-(1)-① 年度ごとの保育課程の作成、見直しがされている、月案、週案も次回作成のタイミングで見直し、主任、所長まで確認がされている。自己評価を実施し、保育課程の評価も行っており、高崎保育所運営規定第5条に謳われている。		

IV-5 保育の内容等の自己評価		
(1) 保育の内容等の自己評価が適切に行われている。		
①	評価結果	●保育所における自己評価の体制が整備されている。
	a	【判断基準】 a) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されており、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されているが、自己評価の意義について職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保育内容の自己評価の方法等について保育所の方針が明文化されていない。

【IV-5 保育内容の自己評価等の特記事項】

IV-5-(1)-① 週案、月案、保育課程、指導計画全てに主任、所長が目を通し、評価、指導がされている、本年より自己評価が行われており、職員に伝えられ、明文化されている。

V 健康及び安全

V-1 健康管理	
(1) 健康管理が適切に行われている。	
評価結果	●子どもの健康管理に関する『保健計画』が適切である。
① a	【判断基準】 a) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 子どもの健康管理に関する『保健計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。
評価結果	●アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、適切な対応をとっている。
② a	【判断基準】 a) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) アレルギーをもつ子どもに対応するための保育所の方針が明文化されていない。
(2) 与薬の体制が適切である。	
評価結果	●与薬が適切に行われるような体制になっている。
① a	【判断基準】 a) 与薬についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 与薬についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 与薬についてのマニュアルの整備は十分ではない。
【V-1 健康管理等の特記事項】 V-1-(1)-① 保育指針にのっとり、年間保健計画が作成されており、次年度作成のタイミングのときに見直しが行われている。保育指針は全職員に配布、勉強会が行われている。インフルエンザやインフルエンザの感染状態もその都度保健所等関係機関に報告されている。 V-1-(1)-② 入園時の 給食用食物アレルギー連絡帳を医師の記入により作成、給食室と保育士で情報共有を行う。アレルギー間違い防止マニュアルが作成されており、全職員に周知されている。給食も小麦粉が食べられない子には米粉のパンを作るなど、なるべくみんなと同じようなものを食べる、などの配慮がされている。 V-1-(2)-① 入園時に保護者に向けて、与薬についての説明、資料の配布を行っている。薬の連絡票を作成し、受けとり、与薬の記録を残している。薬について気をつけることは園での与薬についての注意事項は職員へ配布、マニュアル集に閉じ閲覧できるようにしている。	

V-2 安全管理	
(1) 事故防止・犯罪のための取り組みを行っている。	
① 評価	●事故防止・防犯のための体制が適切である。

	結果	
		<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育中に発生した事故（事件）の事例、事故（事件）につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>a b) 保育中に発生した事故（事件）の事例、事故（事件）につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育中に発生した事故（事件）の事例、事故（事件）につながりそうになった事例の分析に基づいた事故防止・防犯のための体制が整備されていない。</p>
(2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。		
	評価結果	●事故（けが、急病等）や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 事故や災害に適切に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【V-2 安全管理等の特記事項】</p> <p>V-2-(1)-① 防犯カメラでの監視、塀の高さをあげるなどの防犯体制が整えられている。市から近隣の犯罪発生の情報もらい、職員保護者に伝えるシステムとなっている。危機管理マニュアル、安全管理マニュアルが定められている。</p> <p>V-2-(2)-① 事故(怪我)発生時の保護者対応マニュアルは職員に配布されており、情報共有されている。不審者対応訓練を行い記録している。法人本部に危機管理室があり報告を義務付けられている。また、対応の指示を受けることもできる。グループ園での事例の共有システムがあり(安全速報) 職員会議で情報共有されている。</p>		

V-3 衛生管理・感染症対策		
(1) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。		
	評価結果	●衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。
①	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルの整備は十分ではない。</p>
	評価結果	●感染症・食中毒等への対応は適切である。
②	a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p>

	<p>b) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 感染症・食中毒等への対応についてのマニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【V-3 衛生管理・感染症対策等の特記事項】</p> <p>V-3-(1)-① 園独自の衛生管理マニュアルが作成され職員に周知、新年度の前に見直しされている。外部研修も利用し、研修報告を行う、プールの講習は毎年2名ずつ、救急法は毎年1名受講している。</p> <p>V-3-(2)-① 感染症対応マニュアルが作成してある、嘔吐物の処理法もマニュアル化されており、感染が広がらないよう対応している、外部研修も利用し、情報共有している。</p>	

V-4 食育	
(1) 食育が適切に行われている。	
評価結果	●食育に関する計画が適切である。
①	<p>【判断基準】</p> <p>a) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 『食育の計画』を作成・実施するための保育所の方針が明文化されていない。</p>
評価結果	●食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。
②	<p>【判断基準】</p> <p>a) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</p> <p>b) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 食事を楽しくおいしく食べるための保育所の方針が明文化されていない。</p>
<p>【V-4 食育等の特記事項】</p> <p>V-4-(1)-① 鉄道弘済会 高崎保育所運営規定のなかに、食事についての規定がある。食育全体計画を作成しそれをもとに年度ごとの食育計画を作っている。食育計画に沿って給食会議の実施規定も定められている。一ヶ月の検食当番が定められており、給食検食簿を作成している。</p> <p>V-4-(1)-② 食育の一環で、栄養士から子どもたちへひらがなの献立表を渡して子どもが発表。また、栄養士が食材紹介を行っている。運営規定のなかに方針が規定されチャイルドクッキングなども実施されている。実施後はレシピを廊下に置き、保護者にも情報提供されている。また、苦手克服レシピも作成し、レシピを自由に持ち帰れるようにしている。廊下には栄養ボードが掲示がされている。行事食の時にはプレイルームで3～5歳児や2～5歳児と一緒に食事をするようにしている。食事の前には給食の歌を歌い食事を楽しめるようにしている。また、園で米や野菜を育て、成長の過程を見ることにより、様々な食物に興味を持てるような取り組みがされている。</p>	

VI 保護者に対する援助

VI-1 保護者との連携	
(1) 保護者との協力関係が適切に図られている。	
評価結果	●保護者への情報提供・協力関係が適切である。
① a	【判断基準】 a) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 保護者への情報提供と協力関係を円滑にするための保育所の方針が明文化されていない。
【VI-1 保護者との協力関係の特記事項】 VI-1-(1)-① 給食レシピの情報提供、すこやかネット（HP）を作成し、保護者がHP上で園の様子、イベントの様子を閲覧できるようになっている。012歳児は毎日、園での様子、家庭の様子を連絡ノートで報告している。ひばり保育園後援会が保護者により結成され、イベントのときなど協力体制が取れるようになっている。	

VI-2 子育て支援（相談対応）	
(1) 入所児童の保護者の育児援助を行っている。	
評価結果	●保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。
① a	【判断基準】 a) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 入所児童の保護者との情報交換や相談に対応するためのマニュアルの整備は十分ではない。
(2) 地域の子育て支援を行っている。	
評価結果	●地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
① a	【判断基準】 a) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c) 地域の子育て支援のための保育所の方針が明文化されていない。
(3) 虐待を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。	
評価結果	●虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者に対して、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
① a	【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルが整備されているが、

	<p>職員の共通認識を図る場が設けられていない。</p> <p>c) 虐待を受けていると疑われる子どもとその保護者への対応マニュアルの整備は十分ではない。</p>
<p>【VI-2 虐待対応等の特記事項】</p> <p>VI-2-(1)-① 連絡ノート、個人面談記録、児童票に相談の記録をとっている。相談を受けるためのカウンセリング研修を利用し、研修報告で職員間での情報共有がされている。個人面談前に話したいことのアンケートをとり、保護者が相談しやすい環境としている。相談内容は職員会議のなかで報告共有するようになっている。</p> <p>VI-2-(2)-① ひばり広場年間予定表を作成し、園での掲示、地域の回覧板、公民館、近くのお店で案内してもらい、ひばり広場では、給食の試食会なども年3回行っている。また、園庭開放、プールの開放も行い、地域のお母さんたちが気軽に参加できるようにしている。子育て相談では職員2名体制で様々な相談が受けられるようにしている。</p> <p>VI-2-(3)-① 事例はないが、虐待対応マニュアルを園で作成し、発見時の対応、虐待予防チェックシートの記録方法、関係機関との連携などが定められている。各部屋にマニュアルを置き、職員が随時見られるようにしている。</p>	

VII 職員の資質向上

VII-1 施設長の責務	
(1) 施設長の責任が明確にされている。	
①	<p>評価結果 ●施設長の責任が明示され、説明されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長の責任が明文化されており、職員や保護者に対して説明をしている。</p> <p>b) 施設長の責任が明文化されているが、職員や保護者に対する説明はしていない。</p> <p>c) 施設長の責任が明文化されていない。</p>
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
①	<p>評価結果 ●施設長はその専門性等を高め、職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており。かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りをしている。</p> <p>b) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めており。かつ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができるような体制』作りはしていない。</p> <p>c) 施設長は、『保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努め』ていない。</p>
<p>【VI-1 施設長の責務等の特記事項】</p> <p>VI-1-(1)-① 鉄道弘済会高崎保育所運営規定第5条に所長は会長の明を受け、保育所の業務を統括し運営管理に当たるとともに職員を指揮監督する。と定められている。職員には運営規定を配布。</p> <p>VI-1-(2)-① 全職員自己申告所を作成し、それを基に年2回個人面談の、法人本部で年1回の施設長研修を行っており、専門性を高めるための研修が用意されている。</p>	

VII-2 職員の研修等	
(1) 職員の研修体制が確立している。	
①	<p>評価結果 ●職員の資質向上に関する目標を設定している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しており、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。</p> <p>b) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。</p> <p>c) 職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定していない。</p>
②	<p>評価結果 ●職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。</p>

a	<p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が策定されている。</p> <p>b) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画が策定されていない。</p> <p>c) 職員一人ひとりの研修ニーズを把握する機会が設けられていない。</p>
<p>【VII-2 職員の研修体制等の特記事項】</p> <p>VII-2-(1)-1 本部で新入社員研修や6年目研修などが定められている。職員の研修履歴を作成し管理、本部で行われている次の業務の計画に必要な内容を受講できるようにしている。研修報告は職員会議のなかで行い、その他の職員にも情報共有をしている。研修計画は、主任と所長で話し合っている。交流保育が鉄道弘済会のなかで行われており、他の保育園の様子が把握でき、運営に生かされている。</p> <p>VII-2-(1)-② 研修履歴票で管理されている。本人からも申告できるようになっている。また、通信教育制度も設けられている。研修執行状況表を次年度の計画とし、次年度の研修予算を決めている。</p>	